

甲州市立図書館雑誌スポンサー制度事業

甲州市立図書館では雑誌スポンサーを募集しています。

◆雑誌スポンサーになることができない法人・団体・個人

- ・法令等に違反または違反するおそれのある事業を行うもの。
- ・政治的・宗教活動を行うもの。
- ・甲州市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行うもの。
- ・民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生の途中である者。
- ・本市の入札参加資格において指名停止措置を受けている者。
- ・本市の市税を滞納しているもの。
- ・その他教育委員会が適当でないと認めるもの。

◆募集の内容

1. 広告の内容

図書館の品位及び社会的信頼性等を損なうおそれのないもの。

次の①から⑥にあてはまらないこと。

- ①図書館の公共性及び中立性を損なうおそれのあるもの
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- ③貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- ④政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- ⑤公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ⑥その他広告として掲載することが適当でないと教育委員会が認めるもの

2. 広告の企画

1 寄贈雑誌の最新号カバーの表紙及び雑誌書架については、雑誌スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内で地色は白色、文字は黒色とする。

- 2 最新号カバーの裏面については、公告を掲載し、カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものとし、公告は雑誌スポンサーが作成する。
- 3 雑誌スポンサーの申出により、雑誌スポンサー名及び広告を掲載しないことができる。

◆雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーは、教育員会が指定する雑誌納入業者の請求に基づいて、寄贈する雑誌購入代金の総額を納入業者へ直接一括前払いとする。

価格の変動により、過不足が生じた場合は当該年度の3月31日までに精算する。

◆表示期間

広告の表示期間は、原則として年度単位の1年間です。

年度途中からの雑誌スポンサーとなったときは、当該年度の3月31日までとなります。

※表示期間の満了2月前までに、雑誌スポンサーから「雑誌提供中止届」の提出がない場合は、表示期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

◆受付時間

午前10時00分から午後7時まで(土・日曜日は午後5時まで)

休館日(月曜日:勝沼図書館 火曜日:塩山図書館 月末休館日および年末年始等)

※祝日等により上記休館日のほか変更等が生じることがありますので、事前にご確認をお願いします。

◆申請に必要な書類(①の用紙は図書館の窓口、または甲州市ホームページ上にあります)

- ①図書館雑誌スポンサー制度申込書(申請者が記入)
- ②掲載を希望する広告の図案及び原稿
- ③会社概要等がわかる書類(会社案内、パンフレット等)
- ④誓約書
- ⑤前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの



お 問 合 せ 先

甲州市役所 生涯学習課 図書館担当

(甲州市立勝沼図書館 ☎ 0553-44-3746)

(甲州市立塩山図書館 ☎ 0553-32-1505)